

○宇佐市駅前広場の設置及び管理に関する条例

令和5年12月20日条例第22号

宇佐市駅前広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市の駅前において、鉄道との交通結節点としての機能の向上を図ることにより、歩行者及び車両等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、賑わいと交流の場の創出に寄与するため、宇佐市駅前広場（以下「駅前広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柳ヶ浦駅前広場	宇佐市住吉町1丁目1番地の1

(施設)

第3条 駅前広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) バス乗降場
- (2) タクシー待機場及び乗降場
- (3) 一般自動車待機場
- (4) 憩いの広場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の機能を維持するために必要な施設

(使用車両の範囲)

第4条 バス乗降場並びにタクシー待機場及び乗降場（以下これらを「公共交通広場」という。）並びに一般自動車待機場を利用できる車両は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める車両とする。

- (1) バス乗降場 一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）及び一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）の用に供する車両（規則で定めるものに限る。）
- (2) タクシー待機場及び乗降場 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）の用に供する車両（規則で定めるものに限る。）
- (3) 一般自動車待機場 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普

通自動車（規則で定めるもの限る。）

（行為の禁止）

第5条 駅前広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）駅前広場を損傷し、又は汚損すること。
- （2）樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）ごみその他の汚物を捨てること。
- （4）指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。
- （5）危険な遊戯をし、又は駅前広場の利用に支障のある行為をすること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が駅前広場の管理上支障があると認めて禁止する行為をすること。

（利用の禁止又は制限）

第6条 市長は、駅前広場の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は駅前広場に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、区域を定めて、駅前広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

（行為の制限）

第7条 次に掲げる行為をするために公共交通広場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1）バス乗降場を一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の目的のために使用すること。
- （2）タクシー乗降場及び待機場を一般乗用旅客自動車運送事業の目的のために使用すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が公共交通広場の管理上許可を要する行為として定める行為をすること。

2 市長は、前項の許可に公共交通広場の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可の期間は、3年を超えることができない。

第8条 次に掲げる行為をするために憩いの広場又は第3条第5号の施設（以下「憩いの広場等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1）物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。

- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 火気を扱うこと。
- (6) 工作物その他の物件又は施設を設けること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が憩いの広場等の管理上許可を要する行為として定める行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が憩いの広場等の公衆の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 市長は、第1項の許可に憩いの広場等の管理上必要な条件を付することができる。

(国等が行う行為の特例)

第9条 国又は県の行う事業のため、駅前広場において、第7条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、国又は県と市長との協議が成立することをもって、使用の許可があったものとみなす。

2 市の行う事業のために駅前広場においてする第7条第1項各号又は前条第1項各号に掲げる行為は、使用の許可を受けた行為とみなす。

(原状回復)

第10条 第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の期間が満了したとき、又は使用を廃止したときは、速やかに駅前広場を原状に復さなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、市長は、使用者に対し、必要な指示をすることができる。

3 使用者が第1項本文の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、使用者からその費用を徴収する。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定により与えた許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は使用の中止、原状回復若しくは駅前広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 駅前広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 駅前広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の場合において、使用者に損害があっても、市はその責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、駅前広場を許可を受けた目的以外の目的のために使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第13条 第8条第1項の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 使用料の算定の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを1平方メートルに切り上げて使用料を算定するものとする。

3 使用料の算定の基礎となる月数に1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げて使用料を算定するものとする。

4 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の責任)

第14条 公共交通広場及び一般自動車待機場を利用する車両の損傷又は滅失について、市はその責任を負わない。ただし、施設、設備等の通常の管理を怠った場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により駅前広場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 第7条第1項及び第8条第1項の許可その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第13条関係)

区分	使用料	
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1日につき1,650円及び1㎡につき1日 20円	
業として写真又は映画の撮影	写真	写真機1台につき1日 110円
	映画	撮影機1台につき1月 1,100円
興行	1㎡につき1日 10円	
競技会、展示会、集会その他これらに類する催し	1㎡につき1日 2円	